

民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項（新潟県）

1 策定の趣旨

新潟県では、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づいて、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を策定しました。この指針は、道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする主として公が管理する公共の場所に防犯カメラを設置する場合に、人権に配慮した取扱いの基準を示したものです。

そこで、民間が管理する施設に防犯カメラを設置する場合においても、その留意事項を作成し、防犯カメラを設置し、利用する皆様に活用いただくことにより、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護の調和を図ることとしました。

2 留意事項の性格

民間においては、事業形態等が様々であり、それぞれの施設の特殊性に応じた防犯カメラの設置が考えられ、設備、維持経費、人員等にも違いがあります。

民間が防犯カメラを設置する場合は、当該施設の管理権限等の関係で指針と同様に一律の基準を示すことが難しい面があることから、「留意事項」を参考として、実情に応じて、適正な設置・運用に努めてもらうことが望まれます。

3 留意事項の内容

○ 防犯カメラとは

この留意事項の防犯カメラとは、民間が管理する不特定多数の者が出入する施設において、犯罪の防止を目的（犯罪の防止を副次的目的とする場合を含む。）として、継続的に設置しているカメラをいいます。

なお、ここでいう施設とは、例えば、金融機関の店舗、コンビニ、デパート、スポーツ・レジャー等の遊技施設及び駐車場等が挙げられます。

○ 防犯カメラで記録された画像

防犯カメラに記録された個人の画像は、個人情報であり、慎重な取扱いが求められます。

○ 責任者や操作担当者の指定

防犯カメラによって、個人を撮影することは、プライバシーに関わるものであることから、責任者や機器の操作担当者を定めるなど、適正な運用が必要です。

○ 防犯カメラの撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影範囲を必要最小限として、防犯上不要な個人の画像を撮影しないように配慮してください。

○ 防犯カメラの設置の明示

防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示することにより、防犯カメラによる犯罪の抑止効果が高まるとともに、被撮影者に撮影していることを知らせ、設置区域に入らないという選択の機会を与えることが適当です。

○ 画像の取扱

防犯カメラの責任者や担当者は、画像や画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはなりません。

○ 画像の管理

- ・保存期間を短くすることが、情報漏洩の防止につながります
- ・保存の必要のなくなった画像は、直ちに消去し、機器の取扱をあらかじめ確認して、確実に消去してください。
- ・画像の録画やモニター機器等がある部屋に部外者が入れないよう（又は見られないよう）にするなど、情報漏洩が起きないようにそれぞれの施設の状況に応じた対応が必要です。

○ 運用規程の作成等

防犯カメラの設置者は、この留意事項を参考にして、管理責任者や操作担当者等が適正な対応ができるように、具体的な配慮の必要事項の周知徹底を図るよう努めてください。